

令和6年度介護保険事業者説明会 Q & A

	質問	回答
1	短期入所をロングで利用中の方に関しては同一建物減算の対象になるかどうか教えていただきたいです。	・短期入所のロング利用者は、施設利用者ではないため減算対象になりません。
2	特定事業所加算要件⇒他法人事例検討会について、今回からヤングケアラーや障害者…など【テーマに関する指定】と【研修などに参加】に変更されたが、研修というのは事業所内の勉強会や法人内のみの研修でも可能か？	・介護保険最新情報Vol.1225 Q & A (Vol. 1) 問116の回答のとおり、自ら主催となって実施した場合や「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施」した場合は算定要件を満たしています。 事業所内・同一法人内の研修等は加算要件の対象外となります。
3	・生活機能向上連携加算Ⅱの100単位の算定要件はなくなり、200単位のみの算定に変更されたのでしょうか。 ・一体的サービス提供加算の計画書のひな型は提供いただけますか。 ・令和6年度改定にて新規に導入された加算について、担当者会議・訪問聞き取りは必要ですか。	・運動器機能向上加算の廃止に伴い、生活機能向上連携加算Ⅱの100単位の算定要件はなくなり、200単位のみの算定となります。 ・介護保険最新情報Vol.1217の様式例を参考にしてください。 ・新規加算については、原則担当者会議等が必要と考えますが、ケアマネジャー等と相談し、軽微な変更と判断できる場合、担当者会議等は必要ありません。
4	運動器機能向上加算の基本報酬への包括化により、計画書やモニタリングについて変更等はございますか。 ・運動器機能向上計画書の名前はそのままよいのか。 ・1ヶ月ごとの短期目標の設定やモニタリングはそのままよいのか。 宜しく願い致します。	・運動器機能向上加算の基本報酬への包括化に伴い、運動器機能向上加算は廃止になりました。加算に関する計画書やモニタリングの算定要件は無くなりましたが、予防通所相当サービスの計画様式は事業所ごとに定めるもので差し支えないため、昨年度から変更なしでも構いません。 ・予防相当サービスは、介護保険最新情報Vol.1221及びVol.1222のとおり適切に計画書の作成やモニタリングを実施してください。